

滋賀県居宅介護職員初任者研修等事業指定事務取扱要領

第1 目 的

この要領は、「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号。以下「告示」という。)及び「居宅介護職員初任者研修等について」(平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「部長通知」という。)に定めるもののほか、滋賀県居宅介護職員初任者研修等事業実施要綱8の(1)に規定する、居宅介護職員初任者研修等の指定等の要件は、以下のとおりとする。

第2 指定の要件

知事は、指定を受けようとする者および事業の内容等が、次の各号に掲げる事項を満たすとき限り指定するものとする。

- (1) 指定を受けようとする者が、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務的能力および事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- (3) 事業が実施要綱に定める内容に従い実施されるものであること。
- (4) 研修カリキュラムが、実施要綱に定めるカリキュラムの内容に従ったものであること。
- (5) 講義を担当する講師について、講師要件(別紙1)を満たし、かつ各科目を担当するためには適切な人材が適当な人数確保されていること。
- (6) 演習を実施するための定員に見合った広さの会場および物品が確保されていること。
- (7) 適切な実習施設(開設1年未満のものを除く)との連携により、実習実施計画が定められていること。
- (8) 研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした学則または募集要項等を定め、これを公開すること。
 - ① 開講の目的
 - ② 研修の名称および課程
 - ③ 実施場所
 - ④ 研修期間
 - ⑤ 研修カリキュラム
 - ⑥ 講師氏名
 - ⑦ 研修修了の認定方法(全科目受講修了を要件とする。)
 - ⑧ 受講資格および定員(1研修50人を限度とする。)
 - ⑨ 募集時期および受講手続

- (10) 受講料、テキスト代等
- (11) 欠席者に対する補講の実施方法および補講にかかる費用等の取扱
- (9) 研修への出席状況、成績等研修受講者に関する状況を確実に把握し、保存すること。

第3 指定の申請等

- 1 事業としての指定（以下「指定」という。）を受けようとする者は、居宅介護職員初任者研修等事業指定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して募集を開始しようとする日の60日前までに知事に提出しなければならない。
 - (1) 学則または募集要項
 - (2) カリキュラム日程表（様式第2号）
 - (3) 講師選定調書（様式第3号）
 - (4) 実習施設利用計画書（様式第4号）および実習施設利用承諾書（様式第5号）
 - (5) 研修事業に係る収支予算の細目および向こう2年間の財政計画
 - (6) 定款、寄付行為その他の基本約款等
 - (7) 申請者の資産状況
 - (8) 修了証明書および修了証明書（携帯用）の様式（様式第6・7号）
 - (9) 講義室および演習室使用承諾書（様式第8号）
- 2 講義を通信の方法によって行う場合にあっては、前項各号に定める書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。なお、面接指導にかかる必要時間数は、居宅介護職員初任者研修課程に係るものにあっては6時間以上、障害者居宅介護従業者基礎研修課程に係るものにあっては3時間以上、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修応用課程、行動援護従業者養成研修課程、全身性障害者外出介護従業者養成研修課程にあっては1時間以上であること。
 - (1) 通信添削課題
 - (2) 添削指導および面接指導の方法等
 - (3) 面接指導に係る講義室および演習室使用承諾書（様式第8号）
- 3 研修事業の指定を受けた者は、申請の内容に変更（講師等の都合による研修期間内での日程の変更等、軽微な変更を除く。）を加える場合には、あらかじめ変更の内容、変更時期および理由を記載した居宅介護職員初任者研修等事業変更届出書（様式第9号）を知事に届け出て、知事の承認を得るものとする。

第4 研修修了の認定方法

指定を受けて事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、第2に定めるカリキュラムに全日程出席した者に対し、修了証明書（様式第6号）および修了証明書（携帯用）（様式第7号）を交付するものとする。ただし、研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事

情があると認められる者については、当該課程研修時間数および教科数の概ね1割を限度とし、補講等の代替措置を行うことにより当該科目に出席したものとみなすものとする。

第5 指定の休止、廃止および再開

事業者は、事業を休止、廃止もしくは再開する場合には、知事に届けなければならない。

- 2 前項の届出をしようとする事業者は、事業を休止、廃止した日から10日以内に、再開する場合は募集開始の30日前までにそれぞれ次の各号に掲げる事項を記載し居宅介護職員初任者研修等事業休廃止および再開届出書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。
 - (1) 休止した場合には、その研修の名称および課程、休止した年月日、休止した理由、休止予定期間。
 - (2) 廃止した場合には、その研修の名称および課程、廃止した年月日、廃止した理由。
 - (3) 再開する場合には、その研修の名称および課程、再開予定期間

第6 事業実施計画書の提出

事業者は、毎年度4月30日までに、居宅介護職員初任者研修等事業年間実施計画届出書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

- 2 事業者は、事業の募集を開始する30日前までに、居宅介護職員初任者研修等事業実施計画届出書(様式第12号)に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。
 - (1) カリキュラム日程表(様式第2号)
 - (2) 講師選定調書(様式第3号)
 - (3) 実習施設利用計画書(様式第4号)および実習施設利用承諾書(様式第5号)
 - (4) 講義室および演習室使用承諾書(様式第8号)
 - (5) 研修事業に係る収支予算書

第7 事業実績報告書の提出

事業者は、毎年度、事業終了後60日以内に居宅介護職員初任者研修等事業実績報告書(様式第13号)に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 修了者名簿(様式第14号)
- (2) 受講生出席簿の写し
- (3) 研修事業にかかる収支決算の細目

第8 指定等の周知

知事は、研修事業の指定等を行った場合、市町その他関係団体に通知するものとする。

- 2 市町その他関係団体は、前項通知に基づき、受講希望者に対し、周知を図るものとする。
- 3 事業者は、第1項の効率的な実施のため、実施計画の承認がありしだい、募集要項、受講申込書などの受講希望者の受講申し込みに資する書類の電子データを知事が指定する方法

で送付するものとする。

第9 事業者の留意事項

事業者は、事業運営上知り得た研修受講者に係る秘密の保持について、十分留意すること。

- 2 事業者は、研修受講者が実習において知り得た個人の秘密の保持について、受講者が十分に留意するよう指導すること。

第10 研修事業の調査および指導

知事は、事業者に対し、必要があると認めるときはその事項の報告とこれにかかる書類の提出を求めることがおよび実地指導を行うことができる。また、研修事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善指導を行うことができる。

- 2 知事は前項に定める改善指導について、改善が認められるまで、研修の中止を命ずることができる。なお、この場合においては、あらかじめ書面をもって事業者に通知するものとする。

第11 指定の取り消し

知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、政令第2条の2第2項に定める要件を満たすことができなくなったものとして、指定を取り消すことができる。

- (1) 第2各号のいずれかに掲げる事項に適合しなくなったとき
(2) 指定申請または実施報告等において虚偽の申請または報告を行ったとき
(3) 事業を適正に実施する能力があると認められないとき
(4) 事業の実施に関し、不正な行為があったとき
(5) 前条に定める改善指導に従わないとき
- 2 知事は、前項に定める指定取り消しを行う場合においては、あらかじめ書面をもって事業者に通知するものとする。

第12 聴聞の機会

知事は第10の第2項に定める研修の中止を命ずる場合および第11に定める指定取り消しを行う場合においては、当該事業者に対して聴聞を行うものとする。

第13 関係書類の保存

事業者は、受講者の研修への出席状況、成績等に関する書類および修了者台帳等修了者に関する書類を保存しなければならない。

第14 その他

この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項については、知事が別

に定めるところによる。

- 2 この要領に定めのないものについては、事前に知事に協議するものとする。

付則

第1 この要領は、平成16年4月1日より施行する。

第1 この要領は、平成17年4月1日より施行する。

第1 この要領は、平成18年4月1日より施行する。

第1 この要領は、平成19年2月16日に改正し、平成18年10月1日より施行する。

この要領の施行の際、現に日常生活支援従業者養成研修課程の指定を受けている事業者については、別に通知する所要の手続きをすることによって、この要領に基づき、重度訪問介護従業者養成研修の各課程の指定を受けたものとして、本要領の規定を適用する。

この要領の施行の際、現に知的障害者外出介護従業者養成研修課程の指定を受けている事業者については、別に通知する所要の手続きをすることによって、この要領に基づき、行動援護従業者養成研修の各課程の指定を受けたものとして、本要領の規定を適用する。

第1 この要領は、平成24年6月5日に改正し、平成24年4月1日より施行する。

この要領の施行の際、現に視覚障害者外出介護従業者養成研修課程の指定を受けている事業者については、別に通知する所要の手続きをすることによって、この要領に基づき、同行援護従業者養成研修一般課程の指定を受けたものとして、本要領の規定を適用する。

第1 この要領は、平成25年7月8日に改正し、平成25年4月1日より施行する。

この要領の施行の際、現に居宅介護従業者養成研修2級課程の指定を受けている事業者については、別に通知する所要の手続きをすることによって、この要領に基づき、居宅介護職員初任者研修課程の指定を受けたものとして、本要領の規定を適用する。

この要領の施行の際、現に居宅介護従業者養成研修3級課程の指定を受けている事業者については、別に通知する所要の手続きをすることによって、この要領に基づき、障害者居宅介護従業者基礎研修課程の指定を受けたものとして、本要領の規定を適用する。

第1 この要領は、平成28年6月2日に改正し、平成28年4月1日より施行する。

第1 この要領は、令和3年3月11日より施行する。

ただし、令和3年3月31日までの間に改正前の本要領で定める内容以上の内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、改正後の内容の研修を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者とみなす。

第1 この要領は、令和7年1月24日に改正し、令和7年4月1日より施行する。

(別紙1)

講師の要件等について

1 その科目および教科を教えるのに相応しい実務経験を有する福祉・保健・医療関係者または学校教員が講義を担当することとし、次表の教科については、表中の要件を満たすこと（表中の要件を満たす場合と同等以上の効果があるものとして知事の承認を得た場合を除く）。

(居宅介護職員初任者研修課程)

教科名等	実務経験等	資格等
カ 障害の理解 (ア)障害の基礎的理解 (イ)障害の医学的側面、 生活障害、心理・行動 の特徴、かかわり支援 等の基礎的知識	医師 保健師 看護師	医師 保健師 看護師
エ 介護・福祉サービ スの理解と医療との 連携 (イ)医療との連携とリ ハビリテーション	医師 理学療法士 作業療法士	医師 理学療法士 作業療法士

(障害者居宅介護従業者基礎研修課程)

教科名等	実務経験等	資格等
医学の基礎知識	医師	医師
事例の検討等に關す る演習	主任訪問介護員	介護福祉士 訪問介護員1級課程 修了者

(重度訪問介護従業者養成研修基礎課程)

([] 内は時間数で、以下、全身性障害者外出介護従業者養成研修課程まで同じ。)

教科名	実務経験等	資格等
重度の肢体不自由の地域生活等に関する講義		
(ア) 重度訪問介護の制度とサービス [1]	障害者行政担当者、介護福祉士、ホームヘルパー	障害者行政担当者、介護福祉士、ホームヘルパー
(イ) 重度訪問介護利用者の理解 [1]		
基礎的な介護技術に関する講義		
介護概論 [1]	医師、保健師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、ホームヘルパー	医師、保健師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、ホームヘルパー
基礎的な介護と重度の肢体不自由とのコミュニケーションの技術に関する実習 [5]	介護福祉士、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー	介護福祉士、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー
外出時の介護技術に関する実習 [2]	介護福祉士、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー	介護福祉士、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー

(重度訪問介護従業者養成研修追加課程)

教科名	実務経験等	資格等
医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義		
医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援 [4]	医師、保健師、救命救急士 理学療法士、作業療法士 介護福祉士、ホームヘルパー	医師、保健師、救命救急士 理学療法士、作業療法士 介護福祉士、ホームヘルパー
コミュニケーションの技術に関する講義		
コミュニケーション技術 [2]	保健師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、ホームヘルパー	保健師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、ホームヘルパー
緊急時の対応及び危険防止に関する講義		
緊急時の対応及び危険防止 [1]	保健師、救命救急士、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、ホームヘルパー	保健師、救命救急士、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、ホームヘルパー
重度の肢体不自由の介護サービス提供現場での実習 [3]	介護福祉士、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー	介護福祉士、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー

(重度訪問介護従業者養成研修統合課程)

教科名	実務経験等	資格等
重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義〔2〕 (基本研修に相当する研修課程)	障害者行政担当者、介護福祉士、ホームヘルパー	障害者行政担当者、介護福祉士、ホームヘルパー
基礎的な介護技術に関する講義〔1〕	医師、保健師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、ホームヘルパー	介護福祉士、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー
コミュニケーションの技術に関する講義〔2〕	保健師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、ホームヘルパー	保健師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、ホームヘルパー
喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①〔3〕 (基本研修に相当する研修課程)	医師、保健師、助産師、看護師	医師、保健師、助産師、看護師
経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②〔3〕 (基本研修に相当する研修課程)	医師、保健師、助産師、看護師	医師、保健師、助産師、看護師
喀痰吸引等に関する演習〔1〕 (基本研修に相当する研修課程)	医師、保健師、助産師、看護師	医師、保健師、助産師、看護師
基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーションの技術に関する実習〔3〕	介護福祉士、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー	介護福祉士、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー
外出時の介護技術に関する実習〔2〕	介護福祉士、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー	介護福祉士、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー
重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習〔3. 5〕	介護福祉士、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー	介護福祉士、理学療法士、作業療法士、ホームヘルパー

(重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程)

教科名等	実務経験等	資格等
強度行動障害がある者の基本的理解 (講義) [1.5]	※強度行動障害支援者養成研修(基礎研修(指導者研修))修了者、知的障害者(児)・精神障害者の直接支援業務に5年以上従事している者、医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、障害者(児)施設の主任級介護職員、看護職員 障害者(児)の相談業務に従事する者、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等	※強度行動障害支援者養成研修(基礎研修(指導者研修))修了者、知的障害者(児)・精神障害者の直接支援業務に5年以上従事している者、医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、障害者(児)施設の主任級介護職員、看護職員 障害者(児)の相談業務に従事する者、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
強度行動障害がある者に関する制度 及び支援技術の基本的な知識(講義) [5]	※強度行動障害支援者養成研修(基礎研修(指導者研修))修了者、知的障害者(児)・精神障害者の直接支援業務に5年以上従事している者、障害福祉主管課職員、主任級訪問介護員、重度訪問介護従業者、障害者(児)施設長、生活相談員、障害者(児)の相談業務に従事する者、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等	※強度行動障害支援者養成研修(基礎研修(指導者研修))修了者、知的障害者(児)・精神障害者の直接支援業務に5年以上従事している者、障害福祉主管課職員、主任級訪問介護員、重度訪問介護従業者、障害者(児)施設長、生活相談員、障害者(児)の相談業務に従事する者、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
基本的な情報収集と記録等の共有(演習) [1]	※強度行動障害支援者養成研修(基礎研修(指導者研修))修了者、知的障害者(児)・精神障害者の直接支援業務に5年以上従事している者、保健師、看護師、介護福祉士、重度訪問介護従業者、行動援護従業者、障害者	※強度行動障害支援者養成研修(基礎研修(指導者研修))修了者、知的障害者(児)・精神障害者の直接支援業務に5年以上従事している者、保健師、看護師、介護福祉士、重度訪問介護従業者、行動援護従業者、障害者
行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解(演習) [3]		
行動障害の背景にある特性の理解(演習) [1.5]		

	(児) 施設の主任級介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、救命救急士、救急法指導員、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等	(児) 施設の主任級介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、救命救急士、救急法指導員、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
--	--	--

※ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園主催の当該研修修了者

(同行援護従業者養成研修一般課程)

教科名等	講師要件
外出保障 [1]	<p>視覚障害者（児）の外出保障に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】 障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者</p>
視覚障害の理解と疾病①② [1.5]	<p>視覚障害者（児）の障害・疾病に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視能訓練士、歩行指導員、視覚障害当事者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者、盲人歩行訓練員研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 同行援護サービス従業者</p>
視覚障害者（児）の心理 [1]	視覚障害者（児）の心理に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する

	<p>者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】</p> <p>視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 歩行指導員、視覚障害当事者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者、盲人歩行訓練員研修修了者 同行援護サービス従業者</p>
視覚障害者（児）福祉の制度とサービス [1]	<p>障害者（児）福祉の制度とサービスに関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】</p> <p>障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者</p>
同行援護の制度 [1]	<p>同行援護の制度に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】</p> <p>障害者行政担当者 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス提供責任者</p>
同行援護従業者の実際と職業倫理 [2.5]	<p>同行援護従業者の業務内容と職業倫理に関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】</p> <p>視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者、歩行指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者</p>

	<p>視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス従業者</p>
情報提供 [2]	<p>同行援護サービスの提供に必要な情報提供に関する知識・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員、歩行指導員 同行援護サービス従業者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</p>
代筆・代読①② [1.5]	<p>同行援護サービスの提供に必要な代筆・代読に関する知識・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者 視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員、歩行指導員 同行援護サービス従業者 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</p>
誘導の基本技術①② [7]	<p>視覚障害者の移動支援の経験・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】 視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者、歩行指導員 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者 視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員 同行援護サービス従業者 視覚障害生活訓練指導員研修修了者</p>
誘導の応用技術（場面別・街歩き）①② [5]	
交通機関の利用 [4]	

(同行援護従業者養成研修応用課程)

教科名等	講師要件
サービス提供責任者の業務 [1]	<p>サービス提供責任者の業務に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者</p> <p>【想定する資格等】</p> <p>障害者行政担当者</p> <p>視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者</p> <p>同行援護サービス提供責任者</p> <p>視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員</p> <p>当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</p>
様々な利用者への対応 [1]	<p>様々な利用者への対応経験・知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者</p> <p>【想定する資格等】</p> <p>視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者</p> <p>視能訓練士、歩行指導員、視覚障害当事者</p> <p>視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者</p> <p>視覚障害生活訓練指導員研修修了者、盲人歩行訓練員研修修了者</p> <p>当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</p> <p>同行援護サービス提供責任者</p>
個別支援計画と他機関との連携 [1]	<p>個別支援計画や関係機関との連携に関する知識を有し、教科内容に関し従業者に必要な知識を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者</p> <p>【想定する資格等】</p> <p>視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者</p> <p>同行援護サービス提供責任者</p>

	国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者
業務上のリスクマネジメント [1]	<p>業務上のリスクマネジメントに関する知識を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者 【想定する資格等】</p> <p>障害者行政担当者</p> <p>視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者</p> <p>当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</p> <p>視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員</p> <p>同行援護サービス提供責任者</p>
従業者研修の実施 [1]	<p>同行援護サービスの提供に必要な知識・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】</p> <p>視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者</p> <p>視覚障害者（児）等施設の生活支援員・指導員、歩行指導員</p> <p>同行援護サービス提供責任者</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者</p> <p>当該科目の内容を既に教授している介護福祉士養成施設等の教員</p>
同行援護の実務上の留意点 [1]	<p>視覚障害者の移動支援の経験・技術を有し、教科内容を教授しうる能力・経験を有する者で、経験を生かした指導が可能な者 【想定する資格等】</p> <p>視覚障害者移動支援事業従業者資質向上研修修了者、歩行指導員</p> <p>国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を修了した者</p> <p>視覚障害者（児）施設の生活支援員・指導員</p> <p>同行援護サービス提供責任者</p>

(行動援護従業者養成研修課程)

教科名等	実務経験等	資格等
強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義〔1.5〕	※強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践研修(指導者研修))修了者、医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、障害者(児)施設の主任級介護職員、看護職員、障害者(児)の相談業務に従事する者、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等	※強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践研修(指導者研修))修了者、医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護福祉士、障害者(児)施設の主任級介護職員、看護職員、障害者(児)の相談業務に従事する者、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
強度行動障害に関する制度及び支援技術の基本的な知識に関する講義〔5〕	※強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践研修(指導者研修))修了者、障害福祉主管課職員、主任級訪問介護員、重度訪問介護従業者、障害者(児)施設長、生活相談員、障害者(児)の相談業務に従事する者、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等	※強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践研修(指導者研修))修了者、障害福祉主管課職員、主任級訪問介護員、重度訪問介護従業者、障害者(児)施設長、生活相談員、障害者(児)の相談業務に従事する者、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
強度行動障害があるものへのチーム支援に関する講義〔3〕	※強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践研修(指導者研修))修了者、保健師、看護師、介護福祉士、重度訪問介護従業者、障害者(児)施設の主任級介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等	※強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践研修(指導者研修))修了者、保健師、看護師、介護福祉士、重度訪問介護従業者、障害者(児)施設の主任級介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
強度行動障害と生活の組立てに関する講義〔0.5〕	※強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践研修(指導者研修))修了者、保健師、看護師、介護福祉士、重度訪問介護従業者、障害者(児)施設の主任級介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等	※強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践研修(指導者研修))修了者、保健師、看護師、介護福祉士、重度訪問介護従業者、障害者(児)施設の主任級介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等

基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習[1]	※強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践研修(指導者研修))修了者、保健師、看護師、重度訪問介護従業者、行動援護従業者、障害者(児)施設の主任級介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等	※強度行動障害支援者養成研修(基礎及び実践研修(指導者研修))修了者、保健師、看護師、重度訪問介護従業者、行動援護従業者、障害者(児)施設の主任級介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士、福祉・介護・看護系大学、介護福祉士等養成校の教員等
行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習[3]		
行動障害の背景にある特性の理解に関する演習[1.5]		
障害特性の理解とアセスメントに関する演習[3]		
環境整備による強度行動障害の支援に関する演習[3]		
記録に基づく支援の評価に関する演習[1.5]		
危機対応と虐待防止に関する演習[1]		

※ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園主催の当該研修修了者

(全身性障害者外出介護従業者養成研修課程)

教科名	実務経験等	資格等
ホームヘルプサービスに関する知識 (講義)		
(ア) ホームヘルプサービス概論 [2]	ホームヘルパー	ホームヘルパー
(イ) ホームヘルパーの職業倫理 [1]	介護福祉士	介護福祉士
ガイドヘルパーの制度と業務 (講義) [1]	障害者行政担当者 ガイドヘルパー (全身性)	障害者行政担当者 ガイドヘルパー (全身性)
障害者(児)福祉の制度とサービス(講義) [2]	障害者行政担当者、身体障害者福祉司、社会福祉士	障害者行政担当者、身体障害者福祉司、社会福祉士
障害者(児)の心理(講義) [1]	心理判定員、臨床心理士	心理判定員、臨床心理士
重度脳性まひ者等全身性障害者(児)を介助する上での基礎知識(講義)		
(ア) 重度肢体不自由者(児)における障害の理解 [1]	医師、保健師、生活支援員、介護職員、理学療法士、作業療法士	医師、保健師、理学療法士、作業療法士、その他
(イ) 介助に係わる車いす及び装具等の理解 [1]	医師、保健師、理学療法士、作業療法士	医師、保健師、理学療法士、作業療法士
移動介助にあたっての一般的注意(講義)		
(ア) 姿勢保持について [1]	ガイドヘルパー (全身性)、理学療法士、作業療法士	ガイドヘルパー (全身性)、理学療法士、作業療法士
(イ) コミュニケーションについて [1]	医師、言語療法士	医師、言語療法士
(ウ) 事故防止に関する心がけと対策 [1]	ガイドヘルパー (全身性) 保健師、救急救急士	ガイドヘルパー (全身性) 保健師、救急救急士
移動介助の方法(演習) [3]	ガイドヘルパー (全身性) 理学療法士、作業療法士、保健師、生活支援員、介護職員	ガイドヘルパー (全身性) 理学療法士、作業療法士、保健師、その他
生活行為の介助(演習) [1]	ガイドヘルパー (全身性) 保健師、理学療法士、作業療法士	ガイドヘルパー (全身性) 保健師、理学療法士、作業療法士

- 2 事業者は、講師の選定等に当たっては、考え方や内容に偏りが生じないよう特段の配慮を行うこととする。また、講師の選定等に当たっては、次の事項を遵守することとする（ただし、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程、重度訪問介護従業者養成研修統合課程、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、同行援護従業者養成研修一般課程、同行援護従業者養成研修応用課程、行動援護従業者養成研修課程および全身性障害者外出介護従業者養成研修課程についてはこの限りでない。）。
 - (1) 同一講師が担当する教科（別紙1の実線を1教科とする。）は、原則として4教科以内とし、かつ時間数において2分の1までとすること。
 - (2) 同一機関（教育機関を除く）の職員が担当する教科数は、原則として総教科数の2分の1以下とすること。
- 3 演習（実習）については、原則として受講生30人に1人の講師が担当すること。また、30人を越えた際には、講師に準ずる者を助手として担当させるなど、受講者への安全対策や受講者が十分に参加できるよう配慮すること。
なお、重度訪問介護従業者養成研修統合課程の基本研修に係る科目及び喀痰吸引等を実施するために必要となるその他研修等については、「喀痰吸引等研修実施要綱について」（平成24年3月30日社援発0330第43号）等に基づいて行うこと。
- 4 その他、厚生労働省が定める基準を満たすこと。

(様式第1号)

居宅介護職員初任者研修等事業指定申請書

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住 所

事業者名

代表者名

TEL

FAX

課程の指定を受けたいので、滋賀

県居宅介護職員初任者研修等事業指定事務取扱要領第3の規定により下記のとおり申請します。

記

1 研修事業の名称

2 養成研修課程

3 研修事業の実施場所

(通信教育による事業を行う場合にあっては、対象地域および主たる事業の実施場所)

4 募集開始予定年月日

5 研修事業の実施予定期間

6 実習予定施設の名称および所在地

添付書類

①学則または募集要項

②カリキュラム日程表（様式第2号）

③講師選定調書（様式第3号）

④修了証明書および修了証明書（携帯用）の様式（様式第6・7号）

⑤研修事業に係る収支予算の細目および向こう2年間の財政計画

⑥定款、寄付行為その他の基本約款等

⑦申請者の資産状況

⑧実習施設利用計画書（様式第4号）および実習施設利用承諾書（様式第5号）

⑨講義室および演習室使用承諾書（様式第8号）

⑩その他（通信のみ）

・通信添削課題

・添削指導および面接指導の方法等

(様式第2号)

課程カリキュラム日程表

(様式第3号)

講 師 選 定 調 書

氏名	現職名		専・兼任 の別	
担当科目		担当科目を認定した理由		
講義 実技				
① 担 当 科 目 に 関 連 す る 資 格				(年取得)
				(年取得)
				(年取得)
② 担 当 科 目 に 関 連 す る 職 歴	学校名(所属名)	専攻科 目(職務 内容)	従事 期間	
				年～ 年
				年～ 年
				年～ 年

注：担当科目の講師として選定した根拠として、①または②について記入して下さい。

(様式第4号)

実習施設利用計画書 (課程)

事業者名 :

研修実施期間 : 年 月 日～ 年 月 日

	施設名	内容			実習期間		
1		人	人	人	年 月 日～	年 月 日	
2		人	人	人	年 月 日～	年 月 日	
3		人	人	人	年 月 日～	年 月 日	
4		人	人	人	年 月 日～	年 月 日	
5		人	人	人	年 月 日～	年 月 日	
6		人	人	人	年 月 日～	年 月 日	
7		人	人	人	年 月 日～	年 月 日	
8		人	人	人	年 月 日～	年 月 日	
	実習人数合計	人	人	人	年 月 日～	年 月 日	

※内容欄には、介護実習、同行訪問、在宅見学等の実習内容を記載のこと。

(様式第5号)

居宅介護職員初任者研修等事業実習施設利用承諾書

年 月 日

様

施設所在地

施 設 名

施設長名

開設年月

居宅介護職員初任者研修等事業の実習施設として、下記のとおり承諾します。

記

1 研修事業名

2 実習内容・実習期間・時間・受入人数

実習内容	実習期間	受入人数
	年 月 日 ~ 年 月 日	人
	年 月 日 ~ 年 月 日	人
	年 月 日 ~ 年 月 日	人

※募集定員分の承諾書を添付すること。

(様式第6号)

第 号

修了証明書

氏 名

年 月 日生

指定居宅介護等の提供にあたる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示538号)に規定する研修の 別記 課程を修了したことを証明する。

年 月 日

(代表者名)

(様式第7号)

修了証明書（携帯用）

第 号
氏 名

年 月 日生

指定居宅介護等の提供にあたる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年9月29日厚生労働省告示538号）に規定する研修の 別記 課程を修了したことを証明する。

年 月 日

（代表者名）

（別記）

居宅介護職員初任者研修

障害者居宅介護従業者基礎研修

重度訪問介護従業者養成研修基礎

重度訪問介護従業者養成研修追加

重度訪問介護従業者養成研修統合

重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程

同行援護従業者養成研修一般

同行援護従業者養成研修応用

行動援護従業者養成研修

継続養成研修 チーム運営方式主任ヘルパー業務関連プログラム

最新の知識プログラム

指導技術と介護技術プログラム

困難事例対応技術プログラム

全身性障害者外出介護従業者養成研修

(様式第8号)

講義室および演習室使用承諾書

年 月 日

様

所 在 地

施 設 名

施設長名

課程の講義または面接指導にかかる講
義室および演習室として、使用を承諾します。

記

1 面 積 m^2

2 収容人員数 名

※1 会場平面図を添付すること。

※2 許可書の写しの提出をもって代えることができる。

(様式第9号)

居宅介護職員初任者研修等事業変更届出書

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住 所

事業者名

代表者名

TEL

FAX

年 月 日付け滋障福第 号で指定を受けた

課程について、下記のとおり変更したいので滋賀県居宅介護職員初任者研修等事業指定事務取扱要領第3の規定により届け出ます。

記

1 変更時期 年 月 日

2 変更理由

3 変更内容

変更前	変更後

変更に係る関係書類：別紙のとおり

(様式第10号)

居宅介護職員初任者研修等事業休廃止および再開届出書

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住 所

事業者名

代表者名

TEL

FAX

年 月 日 付け滋障福第 号で指定を受けた

課程を下記のとおり（休止・廃止・再開）したいので滋賀県居宅介護職員初任者研修等事業指定事務取扱要領第5の規定により届け出ます。

記

1 休止・廃止および再開の時期 年 月 日

2 休止予定期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 休廃止の理由

(様式第11号)

居宅介護職員初任者研修等事業年間計画届出書

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住 所

事業者名

代表者名

TEL

FAX

年度

課程を下記のと

おり計画したので、滋賀県居宅介護職員初任者研修等事業指定事務取扱要領第6の規定により届け出ます。

記

(課程)

募集期間	実施期間	実施場所	定員
月 日～ 月 日	月 日～ 月 日		人
月 日～ 月 日	月 日～ 月 日		人
月 日～ 月 日	月 日～ 月 日		人
月 日～ 月 日	月 日～ 月 日		人

※4月～3月の期間内で実施のこと

(様式第12号)

居宅介護職員初任者研修等事業実施計画届出書

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住 所

事業者名

代表者名

TEL

FAX

年度居宅介護職員初任者研修等事業実施計画を下記のとおり作成したので滋賀県居宅介護職員初任者研修等事業指定事務取扱要領第6の規定により届け出ます。

記

1 研修事業の名称

2 養成研修課程

3 研修事業の実施場所

4 研修事業の実施期間

5 受講資格および定員

6 募集時期および受講手続

添付書類

①カリキュラム日程表（様式第2号）

②講師選定調書（様式第3号）

③実習施設利用計画書（様式第4号）および実習施設利用承諾書（様式第5号）

④講義室および演習室使用承諾書（様式第8号）

⑤研修事業に係る収支予算書

⑥募集案内

(様式第13号)

居宅介護職員初任者研修等事業実績報告書

年 月 日

滋賀県知事

申請者 住 所

事業者名

代表者名

TEL

FAX

年度居宅介護職員初任者研修等事業実績について下記のとおり作成したので、滋賀県居宅介護職員初任者研修等事業指定事務取扱要領第7の規定により報告します。

記

1 研修実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 研修実施課程 課程

3 受講状況 受講申込者数 人

受講決定者数 人

修了認定者数 人

添付書類

- ①修了者名簿（様式第14号）
- ②受講者出席簿の写し
- ③研修事業にかかる収支決算の細目

(様式第14号)

居宅介護職員初任者研修等事業修了認定者名簿

事業者名

修了課程

課程

修了証明書発行年月日

年 月 日

修了証明書番号	氏名 (フリガナ)	生年月日	性別	住所	備考